理事職務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人みなぱ(以下「この法人」という。)の定款第1 4条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法か つ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

- 第4条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりと する。
- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を統括する。
- (2) 理事会を招集する。
- (3) 毎事業年度に自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事)

- 第5条 理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 毎事業年度に、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。